

規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四〇

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

別表中

一級地	
大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木向舩五九
秩父警察署中津川駐在所	秩父市中津川四五〇

を、

一級地	
大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木

向舩五九四四の二

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。